

原子力安全条約第9回国別報告書への質問への回答（案）（3回目）

令和5年2月2日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、第60回原子力規制委員会（令和4年12月21日）及び第65回原子力規制委員会（令和5年1月18日）に引き続き、原子力の安全に関する条約（以下、原子力安全条約）日本国第9回国別報告書に関して他国から提出された質問のうち、原子力規制委員会の回答案の了承について諮るものである。

2. 概要

原子力安全条約のレビュープロセスでは、ガイドラインに基づき、締約国は他国の国別報告に関する質問を提出し、自国の国別報告に関して提出された質問に回答することが求められている。

今般、日本に対して計150の質問又はコメントが提出された。回答の提出期限である2月17日までに回答（英文）を条約事務局あて提出するため、別紙1及び別紙2の回答案について了承していただきたい。

<別紙一覧>

別紙1：原子力安全条約第9回国別報告書への質問への回答案（その1）
（非公開）

別紙2：原子力安全条約第9回国別報告書への質問への回答案（その2）
（非公開）